

中野市公立保育所民営化に係る設置運営候補事業者の募集に関する質問に対する回答

更新日：令和5年10月12日

令和5年10月10日までに質問書の提出のあった質問に対する回答は次のとおりです。

| No | 質問内容   | 回答  | 更新日      |
|----|--|---|----------|
| 1  | 令和3年以降、木材の輸入量不足による「ウッドショック」という問題が生じています。この社会的な背景を踏まえ、施工業者や保育園運営事業者の責任外で工事が遅延し、開始予定日に完了しない場合、どのようなリスク（遅延損害金等）が生じるのか、またその範囲はどの程度かを教えてください。 | 原則、令和7年4月1日に新園が開園できる提案としてください。<br>なお、募集要項3(2)応募条件のエのとおり、選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに本市と協議し、計画変更を行い対応することとしております。<br>また、遅延損害金等については、候補事業者と交わす協定書において定める予定です。                 | R5.10.12 |
| 2  | 令和6年6月頃に保育所の整備の交付金内示が予定されていますが、入札の方法や時期についての詳細を教えてください。  | 内示前に交付対象事業を行うことは認められていないが、入札のような、契約の事前準備に当たるものについては、行ってもよい。ただし、契約を担保するような仮契約は認められない。<br>就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱及び質疑応答集（FAQ）（第1版）（令和5年8月22日付け）を必ず確認の上、ご提案してください。<br>なお、市独自補助金については、国交付金に準じる予定です。 | R5.10.12 |
| 3  | 農地転用等の手続きが必要となる場合、完成図面が用意されている場合には転用前に入札を行うことは可能でしょうか  | 入札は可能と考える。なお、農地転用許可を条件とした売買契約後に行うなど配慮が必要と考えられます。<br>なお、農地転用許可等の許可前の着手は不可です。   | R5.10.12 |

| No | 質問内容  | 回答  | 更新日      |
|----|---|---|----------|
| 4  | 「農振除外」が必要な場合、交付金の内示前に手続きを開始することが必要と考えています。この手続きに必要な「転用計画事業の資金対応を証するもの」について、交付金内示前では工事全額の資金対応を証明する書類が必要かと考えます。一方で、金融機関より「融資証明を出す場合、建築金額の概算額と補助金額を示していただき、行政庁からの意見書が発行されれば、金額の見直しがあること前提で手続きを進めることもできる可能性はあります」との意見がありました。審査結果の通知後に、行政庁から意見書を発行していただくことは可能でしょうか | 不可。<br>募集要項、協定書等で代用できるかどうか、金融機関等とご相談ください。   | R5.10.12 |
| 5  | 開発許可、農地転用、建築確認、消防など、多岐にわたる手続きを効率よく進めるため必要があると考えます。中野市では、これらの手続きにおいてどのようなサポートを提供していただけるのでしょうか  | 原則、事業者自らが手続等を行う必要があり、令和7年4月1日に開園できるよう、十分に計画を立てたうえで提案をしてください。なお、事業達成に向けてのサポートは積極的に行って参ります。 | R5.10.12 |
| 6  | 通学路としての接続道路の安全確保に関して、市が所有する未整備の土地を、私たちが整備し、その経費を外構工事の一部として取り扱うことは可能でしょうか。もしくは、市側での道路整備は来年度中に予定されていますでしょうか。  | ご質問の個所について、どの通学路を指しているかわかりませんが、本募集に関しては、用地についても提案の範囲であることから、予め、お示しする事項はありません。             | R5.10.12 |
| 7  | 募集要項 P.3「3 応募の資格・条件」の「キ 応募事業者またはその代表者及び役員が次の事項を満たすこと」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。と記載がありますが、こちらは、第167条の4第1項を指しますでしょうか。また、第2項も含む場合において、貴市より入札の指名停止を受けていない場合においては参加資格を有すという考え方で宜しいでしょうか。  | お見込みのとおりです。   | R5.10.12 |

| No | 質問内容   | 回答  | 更新日      |
|----|--|---|----------|
| 8  | <p>募集要項 P.7「保育所等整備に係る補助金等」について<br/> (仮称)新平野保育園において、認可保育所の創設とする場合、就学前教育・保育施設整備交付金(令和5年度)の考え方は以下で宜しいでしょうか。</p> <p>①本体工事費 : 149,700 千円<br/> ②特殊付帯工事 : 8,950 千円<br/> ③設計料加算 : 7,932 千円<br/> ④開設準備費加算 : 1,600 千円<br/> ⑤土地借料加算 : 13,100 千円</p> <p><math>(①+②+③+④+⑤) \times 2/1 = 362,565</math> 千円 (補助基準額)<br/> <math>362,565 \text{ 千円} \times 3/4 = 271,923</math> 千円 (補助上限額)</p> <p>(仮称)中野市民営化保育所施設整備費補助金の考え方は、上記補助基準額 362,565 千円を超えた額の 1/2 であり、補助上限額は <math>362,565 \text{ 千円} \times 1/4 = 90,641</math> 千円という考え方で宜しいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。<br/> なお、交付金の詳細は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(こ成事第 466 号令和 5 年 8 月 22 日)を確認ください。</p> | R5.10.12 |